

第 11 回塩谷広域行政組合ごみ処理検討委員会報告

1. 日 時

平成 18 年 6 月 27 日 (金) 13 時 30 分 ~ 16 時 00 分

2. 場 所

塩谷広域行政事務組合 1 階大会議室

3. 出席者

職 名	氏 名
委員長	(学識経験者) 西谷弘子
副委員長	(さくら市) 菊池崇雄 (欠席)
委員	(矢板市) 小松高行 (欠席) 長谷川健 (欠席)
	(さくら市) 関 忠司 天野順子 蛭田幸子 (欠席)
	(塩谷町) 松尾享子 立岡芳司
	(高根沢町) 飯泉八重子 君島 毅
	(地元住民代表) 高塩克敏 岡田 明
	(学識経験者) 小久保行雄
	(アドバイザー) 今泉繁良 中村祐司
職員	(矢板市) 高瀬主査
	(さくら市) 手塚副主幹
	(塩谷町) 中島課長補佐
	(高根沢町) 荒井課長
事務局	(塩谷広域行政組合) 高久事務局長 磯室長 小堀主幹 片野係長 印南係長 斎藤主査 阿久津課長 館脇副主幹
	(環境工学) 松本良二 寺川知希 山本方晶

4. 議事次第

- 1) 開 会
- 2) あいさつ
- 3) 第 10 回ごみ処理検討委員会検討結果報告
- 4) 報告事項
一般廃棄物処理基本計画書について
- 4) 議 題
施設規模について
その他
- 5) 閉 会

5. 主な意見

1) 処理追加ごみについて

- ・ 刑務所設置、本田技研工業(株)研究所誘致に伴い、人口増が考えられる。一般廃棄物処理基本計画では、刑務所設置時に 1,000 人の増加を見込んでいた。基本計画策定後、新たに 2,064 人の増加が明らかになった。
人口増によるごみ量増加分は分別と減量化対策を反映したものとする必要がある。
- ・ その他ごみとして養護施設からの紙おむつは受入れる必要がある。
- ・ 木製パレットは自治体で処理する義務があるのか。
- ・ 刈草、剪定枝、伐採木、流木、木製パレットは、バイオマス資源として循環させる必要がある。
- ・ 刈草、剪定枝、伐採木、流木、木製パレットを燃やしても大気中の二酸化炭素量は増えないので、カーボンニュートラルという考え方もある。
- ・ 刈草、剪定枝等の将来予測を立てる必要がある。
- ・ 資源化方法について、自区内処理の考えのもとに検討が必要である。

2) 可燃ごみの処理方法について

- ・ 剪定枝等は季節変動に合わせたごみ処理が必要ではないか。
- ・ ごみ焼却施設の処理能力はごみ処理量よりもカロリーが重要となる。
- ・ ごみ中の水分は現在 50% 程度であるが、雨や湿度の関係によって変わってくる。
- ・ 焼却施設の煙は、昼間南風、夜間北風が多いため、一番風の影響を受けないところに施設を持っていく。
- ・ 耐用年数を焼却施設 15 年、還元施設を 30 年とすると残りの 15 年間でどうするのかという問題も考えていかなければならない。
- ・ 余熱利用の排水はどのような影響があるのか。

以上